

留学生ハンドブック 2024
〔私費外国人留学生向け〕

二松学舎大学 国際交流センター



はじめに

このハンドブックは、私費外国人留学生の皆さんに知っていただきたい情報をまとめたものです。学校生活、進路や就職、健康と医療、在留資格に関する諸手続き、奨学金・授業料減免など、本学の支援制度や知っておくべき重要な内容ですので、必ずこのハンドブックを読み、本学での生活のために活用していただきたいと思います。二松学舎大学では、このハンドブックのほかに『CAMPUS LIFE』など学生向けの冊子を発行していますので、それとあわせて活用してください。質問や相談があれば、お気軽に国際交流センターにお問い合わせください。

皆さんの留学が実り多いものになるよう心から応援しています。

二松学舎大学 国際交流センター

目次

1. 国際交流センターについて	- 2 -
1) 国際交流センターの場所と窓口受付時間	- 2 -
2) 国際交流センターからのお願い	- 2 -
2. 日本に在留するための諸手続き	- 3 -
1) 在留期間の更新	- 3 -
2) 資格外活動許可（アルバイト）	- 5 -
3) 申請取次について	- 5 -
4) 再入国について	- 5 -
5) 住居地の届け出（住民登録）	- 6 -
6) 国民健康保険の加入	- 6 -
7) その他の届出	- 7 -
8) 東京出入国在留管理局の受付窓口	- 7 -
3. 奨学金・授業料減免制度	- 8 -
1) 奨学金	- 8 -
2) 授業料減免制度	- 9 -
4. 医療について	- 10 -
5. アルバイト	- 11 -
6. 住居について	- 12 -
7. 留学生の就職	- 13 -
1) 日本での就職について	- 13 -
2) 就職活動を行うための在留資格「特定活動」について	- 13 -
8. 在留カード・パスポート	- 13 -
9. よくある質問	- 14 -

1. 国際交流センターについて

国際交流センターでは、外国人留学生の皆さんに以下のサポートをしています。

- 学生生活に関すること
在留資格に関する指導・手続きなど
- 奨学金等に関すること
留学生を対象とした各種奨学金の応募・選考・申請、授業料減免の実施
- 各種国際交流行事に関すること
各種国際交流行事等の開催、案内等

分からないことや困ったことがあったときは、国際交流センターに相談してください。

1) 国際交流センターの場所と窓口受付時間

場所：九段キャンパス5号館 5階

開室時間：平日 月曜～金曜 9：00～11：20、12：20～16：30

※11：20～12：20は一時閉室

※土日祝は終日閉室

E-mail：icenter1@nishogakusha-u.ac.jp

電話番号：03-3261-5751

2) 国際交流センターからのお願い

(1) 新年度の提出書類

以下の書類を期限厳守で送信してください。

- 「外国人留学生基礎調査票」の送信【留学生全員（学部・大学院）】

※「外国人留学生基礎調査票」は、本学に在籍する留学生の実情を把握し、学生生活をサポートする目的で作成しております。

送信期日：4月22日（月）12：00まで

送信方法：以下リンクにアクセスし、

基礎調査票フォームに入力後、送信してください。

〔URL〕 <https://forms.gle/BvEShVRoxttrQ4Zv8>

(2) 国際交流センターから学生への連絡方法

国際交流センターから皆さんへの連絡は、二松メール(**@nishogakusha-ac.jp)または上記(1)の「外国人留学生基礎調査票」で登録したメールアドレスにお送りしますので、両方のメールを定期的に確認してください。

(3) 掲示による連絡

国際交流センターでは、奨学金や国際交流行事の案内等を国際交流センター（5号館5階）の掲示板と1号館3階の掲示板とLiveCampus等でも行いますので定期的に確認してください。

(4) 連絡先の変更（住所・電話番号等）

自宅の住所や携帯電話番号等が変わった場合は、必ず国際交流センターに報告してください。同時に、学生支援課（1号館3階）にも「変更届」を提出してください（LiveCampusに記載の情報が変更されます）。

(5) 一時出国の報告（帰省や海外旅行等）

日本国外に出る場合は、授業期間、休業期間に関わらず、必ず事前に国際交流センターに「海外渡航（一時帰国）届」を提出してください。

※届け出用紙は、LiveCampusの学内共有ファイルよりダウンロードできます。国際交流センター窓口でも配布しています。

(6) 学費の納入

学費は、口座振替方式（引き落とし）で納入することになります。詳細については、本学HP（HOME＞学生生活＞学費）をご覧ください。

〔春学期〕6月27日 引き落とし

〔秋学期〕11月27日 引き落とし

※授業料減免を申請した留学生で、減免が許可された場合は、後期の学費納入期限が通常より遅くなります。減免制度の詳細は9ページをご参照ください。

2. 日本に在留するための諸手続き

留学生は、大学で教育を受ける目的のために日本での在留が許可されています。法令の定めに従い、在留資格の取得・更新などの手続きを行う必要があります。申請は出入国在留管理局またはオンライン（マイナンバーカードが必要です）にて行います。手続きには時間がかかるので、時間的な余裕をもって申請をしてください。なお、外国人は在留カードを常に携帯する義務があります。

1) 在留期間の更新

「留学」の在留資格を持つ学生は、在留期間延長をするためには、在留期間が満了する3ヵ月前から在留期限当日までに出入国在留管理局において「在留期間の更新」をしなくてはなりません。在留期限を1日でも過ぎると、不法滞在として扱われます。自分の在留期限に注意し、早めに在留期間更新手続きを行ってください。

【在留期間更新許可申請の必要書類】

A) 在学証明書（1号館3階教務課前の自動証明書発行機にて発行可能）

B) 成績証明書（1号館3階教務課前の自動証明書発行機にて発行可能）

※申請時の段階で成績のない新入生は不要

C) 前校の成績証明書、出席証明書、修了証明書

※本学入学後初めて在留期間の更新申請を行う場合のみ

D) パスポート

E) 在留カード

F) 在留期間更新許可申請書（国際交流センターにあります）

申請書は「申請人等（＝本人）作成用」と「所属機関等（＝大学）作成用」に分かれています。「申請人等作成用」部分の申請書は、本人が作成してください。「所属機関等作成用」部分は、すべての必要書類内容を確認後、国際交流センターで発行します。

G) 資格外活動許可申請書（※同時に申請を行う場合。詳細は5ページ「2）資格外活動許可（アルバイト）」を参照してください。）

H) 証明写真（縦4cm×横3cm）

I) 経費支弁に関する書類

（例）奨学金受給証明書、仕送りの入金がわかる送金証明書、アルバイトの収入等毎月の収支がわかる預金通帳のコピー（1年分程度）、支弁者の収入証明書など

※データのみの場合も印刷して提出してください

【在留期間更新許可申請の手順】

- ① 在留期限の3カ月前～1カ月前までに在留期間更新許可申請を行う旨、国際交流センター宛（icenter1@nishogakusha-u.ac.jp）にメールしてください。在留期間更新許可申請書（「申請人等作成用」）、資格外活動許可申請書及び記入例のデータをメールでお送りします。
- ② 上記A～Iの必要書類の内容を国際交流センターで確認しますので、準備ができましたら事前に来室希望日時をメールで予約してください。国際交流センターの開室時間は、平日9:00～11:20、12:20～16:30（11:20～12:20は一時閉室）です。内容確認には30分程度時間がかかりますので、時間に余裕を持って予約をしてください。
- ③ 必要書類を確認後、在留期間更新許可申請書（「所属機関等作成用」）を発行します。
- ④ 窓口での申請の場合は、必要書類を持参のうえ、出入国在留管理局で手続きを行ってください。入進学、長期休暇の時期は出入国在留管理局が大変混雑しますので、早めに手続きをしてください。その他、オンラインでの申請もできます。
- ⑤ 申請後、新しい在留カードが発行された段階で、出入国在留管理局からハガキが届きます。ハガキに記載されている必要書類を全て持参のうえ、出入国在留管理局で新しい在留カードを受け取ってください〔受け取りの際には手数料（4,000円）及び手数料納付書が必要〕。
- ⑥ 新しい在留カード（両面）を写真に撮って国際交流センター宛にメールで送ってください。

【在留期間更新許可申請の注意】

- 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヵ月以内のものを提出してください。
- 4、5月に在留期限を迎える学生が多いため、在留期限が6月以降の学生は5月以降に国際交流センターに予約をしてください。
- 個人の事情によっては、追加書類が必要となる場合があります。
- 成績不良、学費未納などの場合、在留期間更新ができない場合があります。

2) 資格外活動許可（アルバイト）

「留学」の在留資格では、就労が認められていないため、留学生がアルバイトをする場合には、アルバイトを始める前に、必ず資格外活動許可を取得し、定められた規則や就労時間を守らなければなりません。資格外活動の許可を受けずにアルバイトをした場合は、不法就労となり、処罰されますので注意してください。アルバイトについては、11ページ「5. アルバイト」を参照してください。

【資格外活動許可に必要な書類】

- パスポート
- 在留カード
- 資格外活動許可申請書（国際交流センターにあります）

3) 申請取次について

特別な事情等により、やむを得ず自分で出入国在留管理局へ申請に行けない場合に限り、国際交流センターの職員が東京出入国在留管理局で上記の手続きを代わりに行います。

【申請取次の注意事項】

- 事前に国際交流センターに相談の上、4ページの必要書類を全て揃えて国際交流センターへ来室してください。
- 留年、再入学、出席不良、成績不振の学生に対しての申請取次は行いません。
- 在留期間の更新が保証されるものではありません。したがって、大学は出入国在留管理局の判断に関し責任を負いません。
- 出入国在留管理局から大学に結果が通知された後、大学から本人に連絡をします。その後は大学の指示に従い、国際交流センターに来室し、新しい在留カードを受け取ってください。

4) 再入国について

- みなし再入国許可（出国後1年以内に再入国する場合）

「みなし再入国許可制度」は、日本に中長期在留する外国人が一時的に海外渡航をする際の手続きを簡略化するために設けられた制度です。

出国後1年以内に再入国する場合は、再入国出国記録（再入国EDカード）の一時的な出国であり、再入国する予定である旨の記入欄にチェック（☑）を入れてください。ただし、現在の在留期間が出国後1年以内に終了する場合は、再入国期限は在留期限までとなりますので注意してください。

- 再入国許可（出国期間が1年以上となる場合）

出国期間が1年以上となる場合は、必ず出入国在留管理局で「再入国許可」を得てから出国してください。

※日本国外に出国する場合は、国際交流センターに「海外渡航（一時帰国）届」を提出すること。

5) 住居地の届け出（住民登録）

日本に3ヵ月以上在留する外国人の方は、市区町村の役所で住民登録をする必要があります。住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上で、住居地の市区町村の役所窓口でその住居地を届け出てください。また、引っ越しなどで住居地を変更したときは、転出届と転入届の手続きをそれぞれ14日以内に行わなくてはなりません。成績表など重要な書類が届かない可能性がありますので引っ越しをするときは忘れずに、現在住んでいるところの市区町村窓口と転居先の市区町村窓口との両方に必ず届け出をしてください。引っ越しなどで住居地を変更したときは、必ず国際交流センターに新しい住居地を連絡してください。大学からの郵便物は LiveCampus 記載の住所に送るため、併せて、学生支援課にも住所変更届けを提出してください。

6) 国民健康保険の加入

3ヵ月以上滞在するすべての外国人は、国民健康保険に加入することが義務付けられています。治療費の総額の7割が保険の対象となります。

〔加入手続き〕

- 住民登録を行った市区町村の国民健康保険課で行います。
- 国民健康保険課の窓口で「在留カード」および「学生証」を提示し、書類に必要事項を記入します。
- 保険料を納めると「国民健康保険被保険者証」が交付されます。

※保険料は、各市区町村や年度によって異なります（年間で約3万円程度）。勤労収入がない場合は、保険料の減免が受けられますが、減免を受けるためには毎年申請が必要です。詳しくは、各市区町村の役所へお問い合わせください。

※引っ越しする時や帰国する時は役所で手続きが必要です。忘れると保険が使えなかったり、保険料を余計に徴収されたりすることがありますので、注意してください。

7) その他の届出

次の場合は14日以内に出入国在留管理局に「活動機関に関する届出」をする必要があります。この届出についてはインターネットや郵送でも可能です。

- 日本の他の教育機関（日本語学校等）に在籍し、卒業後すぐに二松学舎大学に入学した場合
※前校卒業時に届出済の場合は不要です。

（書式：<https://www.moj.go.jp/isa/content/930002913.pdf>）

- 二松学舎大学を離籍（卒業、修了、退学、除籍）した場合

（書式：<https://www.moj.go.jp/isa/content/001343886.pdf>）

また、住居地以外の在留カードに記載のある事項（氏名、生年月日、性別、国籍・地域等）に変更が生じた場合は、14日以内に出入国在留管理局に届け出てください。

8) 東京出入国在留管理局の受付窓口

- 東京出入国在留管理局（本局）

〒108-8255 港区港南5-5-30

TEL：0570-034259（代表）

窓口受付時間：9：00～16：00（土日祝は除く）

交通機関：JR品川駅港南口から都バス「品川埠頭循環」で「東京出入国在留管理局前」下車

住所地によっては、上記本局以外の出張所でも申請等ができる場合があります。

詳細は下記サイトを参照ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/index.html>

- 外国人在留総合インフォメーションセンター

在留手続きに関する相談・案内に応じるための出入国在留管理局によるインフォメーションセンターです。外国語（英語、中国語、韓国語等）でも対応していますので気軽に利用してください。

TEL：0570-013904

受付時間：平日 8：30～17：15

3. 奨学金・授業料減免制度

1) 奨学金

外国人留学生を対象とした、2024年度の学内奨学金の内容は以下の通りです。

○学内奨学金一覧

①学部生向け

奨学金名称	奨学金の額	人数
郭火盛奨学金	授業料相当額（一括）	毎年度2人以内
二松学舎大学 外国人特別奨学生	5万円×12ヵ月(年間の総額60万円)	毎年度3人以内

②大学院生向け

奨学金名称	奨学金の額	人数
二松学舎大学大学院 外国人研究奨励生	5万円×12ヵ月(年間の総額60万円)	毎年度4人以内

○支給期間：2024年4月～2025年3月（1年間）

○対象者

- ・私費外国人留学生（在留資格「留学」）。但し「郭火盛奨学金」は台湾出身者のみ対象。
- ・対象学年（※新入生は対象外）

◎学部生：2～4年生

◎院 生：修士課程2年次生、博士前期課程2年次生、博士後期課程2～3年次生

- ・他の奨学金等を支給されていない者
- ・前年度（単年度）の成績評価係数（GPA）が2.30以上の者

※成績評価係数（最大成績評価ポイント数：3）は、本学のGPA（最大成績評価ポイント数：4）とは異なる。

〔成績評価係数の算出方法〕

下記の表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算

二松学舎大学での成績評価	S	A	B	C	D	X
成績評価ポイント (最大成績評価ポイント数：3)	3	3	2	1	0	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

○選考方法

前年度（単年度）の成績評価係数（GPA）が2.30以上（上記に基づいた計算方式）の留学生の中から、成績評価係数が最も高い学生から順番に奨学金を支給する。

○発表

2024年4月下旬～5月中旬頃に、Eメールで受給決定者を発表する。

【その他：学外の奨学金について】

外部団体が運営している学外奨学金の募集依頼(大学による推薦が必要なもの)が本学にあった場合は、申請者の中から、前年度の成績評価係数(GPA)の上位者および当該奨学金の応募条件に適合する留学生を推薦者とする。但し、原則として、以下に当てはまる者は対象外とする。

- ・過去において当該奨学金を受給された者
- ・過去において当該奨学金に応募したものの、不合格となった者

2) 授業料減免制度

本学では、勤勉な留学生の経済的負担を軽減することを目的とした「私費外国人留学生 授業料減免制度」があります。本制度については以下の通りです。

1. 対象、基準および減免額について

本学学部及び大学院の正規課程に在学する私費外国人留学生(在留資格「留学」)で、私費外国人留学生授業料減免申請書等の必要書類を提出した学生。但し、留年した者(在籍延長した者を含む。病気等やむを得ない事由により留年した者は除く)、休学中の者及び研究生は除く。

上記に加え、以下の基準のすべてに該当する者を本学授業料の減免対象者とする。

※「新入生及び編入学生の場合」と「2年次生以上の場合」で基準、減免額が大きく異なるので、注意すること(以下参照)。

(基準1) 出席状況

① 新入生及び編入学生の場合

当該年度の春学期の授業期間において、履修登録した全科目のうち、欠席回数1/3以上の科目が、4科目未満の者を対象とする。

② 2年次生以上の場合

前年度(単年度)の×評価(出席不良)科目が履修登録科目の50%未満、または4科目未満の者を対象とする。および当該年度の春学期の授業期間において、履修登録した全科目のうち、欠席回数1/3以上の科目が、4科目未満の者を対象とする。

(基準2) 学業成績

① 新入生及び編入学生の場合

特になし。

② 2年次生以上の場合

前年度(単年度)の成績評価係数(GPA)が、後述の表に該当する者。GPAは、本学の学則に定める算出方法による(GPAを算出するための計算式は、履修要項を別途参照すること)。

(学部生用)

GPA	減免率
3.50 ~ 4.00	50%
2.50 ~ 3.49	40%
2.00 ~ 2.49	30%
1.99 以下	無

※小数点以下3桁目を切り上げ

(大学院生用)

GPA	減免率
4.00	50%
3.50 ~ 3.99	40%
3.00 ~ 3.49	30%
2.99 以下	無

※小数点以下3桁目を切り上げ

(基準3) 家計状況

- (1) 仕送りの平均月額が9万円以下である。
(入学金・授業料等学納金は含まない。)
- (2) 在日している扶養者がいる場合は、その年収が500万円未満である。

2. 減免する額について

- ① 新入生および編入学生の場合 → 当該年度授業料の30%
- ② 2年次生以上の場合 → 当該年度授業料の30%~50% (前述の表のとおり)

3. 申請方法

2024年9月6日(金)までに対象者にメールにて詳細を連絡するので、希望者は秋学期の申請期間内に所定の書類を国際交流センターに申請する。

4. 申請書類提出期日について

2024年9月12日(木) (詳細はメールにて連絡する)

5. その他

- (1) 減免期間は1年間となります。毎年度審査により決定されます。
- (2) 2ページの「外国人留学生基礎調査票」で提出する在留カードと国民健康保険証のコピーは減免の必要書類となります。「外国人留学生基礎調査票」の提出がない場合は減免の対象外となります。
- (3) 減免される金額は、後期の授業料で調整されます。
- (4) 減免の対象となる留学生は、後期の学費納入期限が通常より遅くなります。
詳細については秋学期に別途ご案内します。

4. 医療について

慣れない外国での病気やけがは心細いものです。いざというときに備えて、身近な病院をチェックしておきましょう。適切な病院が分からない場合は、学生支援課に問い合わせてください。

● 保健室/学生相談室

〔応急手当〕学内でけがをしたり体調が悪い場合は保健室(1号館3階)で応急の手当てを受けることができます。学生支援課に申し出てください。

〔学生相談〕 学生相談室では、心と身体の相談を受け付けています。（相談は予約制です）

- 健康診断
全学生を対象として、毎年定期健康診断を実施しています。就職活動や奨学金の出願などに健康診断証明書が必要な場合がありますので、必ず受診してください。指定された日時に受けられない場合は、後日自費で受診してもらいます。
- 学校教育研究災害傷害保険（学研災）
大学の正課中・課外活動中・通学中に起きた事故によるけがについては、「学校教育研究災害傷害保険」の適用を受けることができます。加入手続き・保険料の支払いについては、入学時に大学でまとめて行っています。あらためて皆さんが手続きする必要はありません。事故が発生したら、すぐに国際交流センターおよび学生支援課に報告してください。一定の期間内に保険会社に通知しないと、保険金が交付されない場合があります。
- 自治体が提供する医療情報の検索サイト
病院・診療所・歯科診療所・助産所などの医療機関情報を地域や科目といった色々な条件から検索することができます。外国語で受診できる医療機関も調べることができます。
東京都医療機関・薬局案内サービス「ひまわり」
〔URL〕 <https://www.himawari.metro.tokyo.jp/cq13/cqport/tomintop/>

5. アルバイト

アルバイトをするときは、出入国在留管理局に資格外活動許可申請を行い、許可を受ける必要があります。許可が下りると、パスポートに資格外活動許可証印シールが貼付され、在留カードの裏面に許可の内容が記載されます。

〔注意〕

※資格外活動許可を受けずにアルバイトをした場合、不法就労となり、処罰されます。国外退去処分になる場合がありますので、必ず許可を受けてください。

※アルバイトができる時間は、授業期間中は 1 週間に 28 時間以内、長期休業期間中は 1 日 8 時間以内と法律に定められています。

※2 ヶ所以上のアルバイト先で働く場合は、合計のアルバイト時間が法律で定められた制限を超えないよう注意してください。

※業種が風俗営業（深夜営業のバーなど）でのアルバイトは、いかなる職種であっても禁止されていますので、業種選びには十分注意してください。

※休学中に資格外活動（アルバイト）をすることは、法律で禁止されています。

※資格外活動許可の条件に違反等があった場合は、資格外活動許可が取消される可能性があります。

※アルバイト先からもらった「雇用契約書」や賃金の「支払証明書」等は必ず保管し、給与振込銀行の通帳は毎月記帳してください。

6. 住居について

●国際学生寮

本学留学生向け国際学生寮として、民間業者が運営する大型シェアハウス「ソーシャルレジデンス成田」が千葉県八千代市にあります。国際交流や異文化理解に興味のある留学生に割引料金にてご案内していますので、興味のある方は国際交流センターにお問合せください。

「ソーシャルレジデンス成田」

<https://www.oakhouse.jp/house/908>

〒276-0028 千葉県八千代市村上 1941-14

- ・九段キャンパスまでの通学時間：約70分（徒歩含む）
- ・机・椅子・ベッド・冷蔵庫・エアコン備え付け
- ・家賃 36,000 円より※学割あり（共益費 20,000 円、初回契約料 50,000 円別途）
※水道・ガス・電気・WiFi 料金は共益費に含まれます。

連絡先：オークハウス 03-6452-6961

自然あふれる千葉県八千代市にあり、東葉勝田台駅（東西線直通）から徒歩約 10 分です。九段キャンパスまでのアクセスも乗り換えなく約 1 時間。始発駅のため、移動中は座ってこられることが多いことも好評です。広い敷地にスタディールーム、大浴場、シアタールーム、スタジオ、ジムにマルチコート、和室があり、リゾートホテルのような設備が揃っています。

●（財）日本国際教育支援協会「留学生住宅総合補償制度」

日本でアパートを借りる場合、「保証人」が必要になりますが、自分で保証人を見つけるのが困難な場合、この「留学生住宅総合補償制度」を利用できます。加入を希望する学生は、面談等の審査を行いますので、早めに国際交流センターに相談してください。

※保険料：4,000 円（1 年契約の場合）、8,000 円（2 年契約の場合）

※保険料は自己負担です。

◎学外団体の留学生宿舎の入居の案内があった場合には、掲示にてお知らせします。

「留学生住宅総合補償制度」を利用すれば、賃貸借契約時の保証人を、本学に依頼することができます。但し、本学が保証人となることのできる期間は、本学在学期間中のみです。従って、本学に保証人を依頼する場合は、賃貸借契約の際に、下記の文言、または類する文言を契約書に記載する必要があります。記載することができない場合は、本学に保証人を依頼することはできません。

〔契約書に記載する内容〕

「入居者が卒業、休学、退学、除籍等により、大学に在学しなくなったときには、速やかに家主の承認する連帯保証人を新たに立てるか、もしくは家主の指定する保証代行会社を付けるものとする。できない場合には契約を解除するものとする。

7. 留学生の就職

1) 日本での就職について

日本企業の採用は、基本的には4月入社を前提とした定期採用です。日本での就職を希望する場合、在学中に就職が決まらなると在留期間が失効しますので、就職活動は早めに始めましょう。本学のキャリアセンターの就職対策講座や合同企業説明会などに積極的に参加するとよいでしょう。下記の機関も参考にしてください。外国人に日本での就職先を紹介する機関です。就職相談、職業紹介、登録等を行っています。利用の際は、在留カードと学生証を持参してください。

東京外国人雇用サービスセンター

所在地：〒160-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 コモレ四谷 四谷タワー13階

交通：JR中央線・総武線/丸ノ内線 四ツ谷駅 徒歩1分

南北線 四ツ谷駅 徒歩3分

受付時間：平日9:00～17:00（土日祝日及び年末年始は休み）

電話番号：03-5361-8722

〔URL〕 <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>

2) 就職活動を行うための在留資格「特定活動」について

在学中に採用が決定した学生を対象に勤務開始日までの滞在許可となる在留資格「特定活動」の申請をすることができます。当該在留資格の申請条件等については国際交流センターまでお問合せください。申請後、必ずしも交付されるものではありません。

8. 在留カード・パスポート

- 在留カードについて

外国人は在留カードを常に携帯する義務があります。在留カードを紛失した場合は、警察署に行き、「遺失届」を届け出て証明書を受け取り、出入国在留管理局で再交付手続きをしてください。

- パスポートの更新手続きについて

パスポートは皆さんが海外において、身分を証明（国籍、氏名、年齢など）できる唯一の手段です。パスポートの有効期限が切れる前に、必ず自国の大使館（領事部）に行き、更新手続きをしてください。申請にかかわる書類等は、事前に自国の大使館（領事部）へ問い合わせ、確認してください。※大学では、パスポートに関する諸手続きを代理で行うことはできません。

- パスポートの盗難、紛失について

盗難に遭ったり紛失したりした場合には、大使館で再発行の手続きをとる必要があります。

その場合は、事前に警察署に行き、「盗難届」または「遺失届」を届け出て証明書を受け取ってください。

※交番では証明書を発行してもらえません。

9. よくある質問

Q: 在留期間更新の方法を教えてください。

A: まずは、在留期限の 3 カ月前～1 カ月前までに在留期間更新許可申請を行う旨、国際交流センター宛（icenter1@nishogakusha-u.ac.jp）にメールしてください。その後の手順については、4 ページ「【在留期間更新許可申請の手順】」をご参照ください。

Q: 卒業後、就職先が決まっています。日本国内で就職活動を行うために在留資格「特定活動」の申請に必要な「教育機関からの推薦状」を発行してもらえますか？

A: 在学中に就職が内定している学生に発行します。卒業時に、国内の就職先が決定していない学生には「教育機関からの推薦状」を発行できません。必ず、在学中に就職先が決定している必要があります。卒業後、勤務開始日まで在留資格を「留学」から「特定活動」に変更するために、在留資格の変更届を出入国管理局に申請します。その際に必要な「教育機関からの推薦状」を発行します。就職の相談や企業の募集情報は、本学のキャリアセンター、公的機関の外国人雇用センター（四ツ谷にあります）にお問い合わせください。卒業間際に、在留資格についてあわてることのないように計画しておきましょう。

Q: 一時帰国する際には、国際交流センターに届け出が要りますか？

A: はい。日本国外に出国する場合は、国際交流センターに「海外渡航（一時帰国）届」を提出してください。3 ページ「(5) 一時出国の報告（帰省や海外旅行等）」を参照してください。

Q: 日本語力を上げたいのですが、どのような方法がありますか？

A: 外国人留学生対象の日本語科目を履修しましょう。科目ごとにレベル（初級、中級、上級）の違いがあるので、自分に合ったレベルの科目を選択してください。

Q: 日本人学生との交流はありますか？

A: 国際交流センターでは外国人留学生の生活をサポートする「留学生バディ制度」を実施しています。本学の日本人学生が個別またはグループ単位で留学生のさまざまな相談などを行うことができますので、交流をすることができます。ほかにも国際交流センターではさまざまな国際交流行事を行っており、日本人学生との交流が可能です。

以上